

報告第121号

平成17年 月 日承認

教育文化部会の事務事業詳細調整について

教育文化部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成17年6月29日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
16 教育文化部会	1 教育総務分科会	1	教育長任期
		2	教育委員任期、人数
		6	教育長給与
		7	教育委員報酬
	2 教育施設分科会	8	学校(園)建設の計画に関すること
		11	放送設備改修事業
		12	運動場整備事業
	3 学校教育分科会	4	通学区域関係事務
		7	就学関係事務
		17	学習支援推進プロジェクト事業(市町村単独による非常勤講師の採用)
		20	(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付事務
		22	学校関係補助金
	4 生涯学習振興分科会	1	社会教育関係団体の育成支援
		3	社会教育委員
		9	生涯学習スポーツ審議会
		15	公民館の管理運営
		17	公民館講座
	5 スポーツ振興分科会	1	体育館
		2	野球場
		3	運動広場・グラウンド
		4	テニスコート
		5	プール

詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
16 教育文化部会	5 スポーツ振興分科会	6	ゲートボール場
		7	トレーニング室
		8	その他スポーツ施設
		9	学校体育施設の開放
		11	総合スポーツ大会
		24	体育指導委員
		25	スポーツ奨励補助事業
	7 人権教育分科会	21	全国高校生集会参加助成金
		22	人権・同和教育指導者養成研究委託料
	8 文化振興分科会	5	市民文化祭
		10	文化団体の育成
		14	文化財保護委員会
	9 図書分科会	1	図書館運営方法(開館時間・休館日・利用規則等)
		2	図書館協議会等

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	教育総務
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
1 教育長任期 2 教育委員任期、人数	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 教育長は必置であり、新市に移行後、新市として新たな任期で、新たに選任を行う。</p> <p>教育委員会並びに教育委員は必置であり、新市に移行後、教育委員5名を新たな任期で、新たな選任を行う。選任、任期については、非常勤特別職として調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果 教育委員並びに教育長に関することについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に基づく。</p> <p>1 教育委員の選任 (1) 合併後の教育委員会の最初の委員については、新市設置後地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、新市の市長職務執行者が合併前の市町村教育委員会の教育委員の中から臨時的に選任する。 (2) 臨時的に選任された委員の任期は、新市設置後、最初に行われる市長選挙後、最初に招集される議会の会期の末日までとする。</p> <p>2 教育委員の定数 教育委員は、5人の定数をもって組織する。</p> <p>3 最初の教育委員会の開催 (1) 臨時の教育委員選任後、最初の教育委員会の会議は、市長職務執行者の招集により開催する。 ア 開催予定日 平成18年1月1日 イ 議事等 (ア) 委員長の選挙 (イ) 教育長の互選（委員長を除く委員のうちから） (ウ) 教育委員会会議規則等の規則の制定 (2) 次回以降は、教育委員長が会議を招集する。</p> <p>4 教育委員の任期 (1) 新市長の選挙後、最初に招集される議会において同意を得た上で、市長が教育委員を任命する。 (2) 臨時の教育委員は、議会の会期末をもって失職する。 (3) 新市設置後、法第4条の規定により任命される教育委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。 2人..... 4年 1人..... 3年 1人..... 2年 1人..... 1年</p> <p>5 その後の教育委員会の開催 (1) 市長の招集により開催する。 ア 開催予定日 最初に招集される議会の会期末後 イ 議事等 (ア) 委員長の選挙 (イ) 教育長の互選（委員長を除く委員のうちから） (2) 次回以降は、教育委員長が招集する。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	教育総務
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
6 教育長給与 7 教育委員報酬	合併と同時	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 教育長給与については、人事部局と調整のうえ、具体的な方針を定める。 教育委員報酬については、人事部局と調整のうえ、具体的な方針を定める。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育長の給与については、特別職報酬等を参考にして決定する。 2 教育委員の報酬については、他都市の状況を勘案しながら、特別職報酬等を参考に決定する。 	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	教育施設	
区 分	統一時期	調整結果		備 考
8 学校（園）建設の計画に関する事	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市域における公立学校施設整備方針、基本計画、実施計画を速やかに策定する。 ・新市における公立学校施設整備方針、基本計画、実施計画による施設整備の順位の確定 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>学校（園）建設の計画については、以下の新市公立学校施設整備方針に基づき、平成18年度中を目途に基本計画と実施計画を合わせた新市公立学校施設整備計画を作成し、事業を実施していく。</p> <p>新市公立学校施設整備方針</p> <p>1 趣旨</p> <p>学校（園）施設については、安全性の確保をはじめ、安心してゆとりのある教育環境の確保、地域に開かれた学校づくり、また、新しい観点からの施設整備が求められている。</p> <p>新市における施設整備をスムーズに進めるため、公立学校施設整備方針を作成する。</p> <p>2 整備方針</p> <p>(1) 安全、安心の確保</p> <p>児童生徒等の安全を図るため、校（園）舎・屋内運動場の耐震補強を進めるとともに、防犯対策を実施する。</p> <p>(2) 施設的环境改善</p> <p>施設の老朽化に伴う改善として、大規模改造を進めるとともに、各施設の充実を図る。</p> <p>(3) 新たな観点での施設整備</p> <p>環境にやさしい学校づくりをはじめ、多様な利用者の利便性を考慮したバリアフリー対策、児童生徒の参加型トイレづくり、相談室の設置などの整備を進める。</p> <p>3 学校（園）建設の計画の取組</p> <p>(1) 建設計画の考え方</p> <p>教育内容、教育方法等の変化及び社会状況の変化に対応して校（園）舎及び屋内運動場の新築又は増築及び構造上危険な状態にある建物の改築等の施設整備の計画を行い、教育の円滑な実施の確保と安全性、耐久性の確保を図る。</p> <p>(2) 事業の進め方</p> <p>校（園）舎及び屋内運動場の新築・増築・改築については、多様な状況の変化を踏まえ、十分な調査検討を行い整備を進める。</p>		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	教育施設
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
11 放送設備改修事業 12 運動場整備事業	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新市における公立学校施設整備方針に基づき、基本計画、実施計画を作成し、施設整備の順位を決め実施していく。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果 放送設備改修事業及び運動場整備事業については、以下の新市公立学校施設整備方針に基づき、平成18年度中を目途に基本計画と実施計画を合わせた新市公立学校施設整備計画を作成し、事業を実施していく。</p> <p>新市公立学校施設整備方針</p> <p>1 趣旨 学校（園）施設については、安全性の確保をはじめ、安心でゆとりのある教育環境の確保、地域に開かれた学校づくり、また、新しい観点からの施設整備が求められている。 新市における施設整備をスムーズに進めるため、公立学校施設整備方針を作成する。</p> <p>2 整備方針 (1) 安全、安心の確保 児童生徒等の安全を図るため、校（園）舎・屋内運動場の耐震補強を進めるとともに、防犯対策を実施する。 (2) 施設的环境改善 施設の老朽化に伴う改善として、大規模改造を進めるとともに、各施設の充実を図る。 (3) 新たな観点での施設整備 環境にやさしい学校づくりをはじめ、多様な利用者の利便性を考慮したバリアフリー対策、児童生徒の参加型トイレづくり、相談室の設置などの整備を進める。</p> <p>3 放送設備事業の取組 (1) 整備の考え方 老朽化が進み機能が低下している放送設備を改修し、校内放送、チャイム機能、学習用ビデオ放送及び非常時の緊急放送等日常の学習活動に支障のないよう整備充実を図る。 (2) 事業の進め方 大規模改造事業と併せての改修計画とするが、機能の低下により使用上、管理上の状況を勘案のうえ、緊急性、必要性などの観点から単独整備も検討する。</p> <p>4 運動場整備事業の取組 (1) 整備の考え方 児童生徒の屋外における学習の場及び活動の場である運動場については、安全で良好な状態での使用ができるよう、また、たくましく心豊かな子ども達を育成するため、屋外教育環境の整備充実を図る。 (2) 事業の進め方 雨水の排水状況が悪い施設については、暗渠排水、表面排水等の整備を検討し、緊急性、必要性に応じて整備を進める。 また、防砂・防球ネット等固定施設の安全性確保及び砂・ほこり等表層部分の飛散防止対策等の改修も含め整備を検討する。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	学校教育	
区 分	統一時期	調整結果	備 考	
4 通学区域関係事務	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の通学区域の線引きは変更しない。ただし、津市の指定校変更許可基準を基に、通学区域制度の弾力的運用を図る（合併対象市町村の境界に隣接する学区は、教室の状況を踏まえた上で、通学距離を考慮し、現在の通学区域の線引きを変更せず、学校を選択することができるように調整する）。 ・通学区域審議会を設置し、通学区域の設定、改廃について諮問していく。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定校の変更を許可する場合の基準は次のとおりとする。ただし、隣接学区における学校選択については、平成17年7月中に教室や通学状況等の把握を行い、保護者の意向を確認するなどの作業を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 転居後もこれまで就学していた学校への就学を希望するとき（卒業まで）。 (2) 転居予定で事前に転居予定先の学校へ就学を希望するとき（原則として6か月以内）。 (3) 住居の建替え等のために、一時的な居所から就学するとき（原則として6か月以内）。 (4) 保護者がその就労等により昼間、児童生徒を保護することが出来ないため、預かり先の祖父母等の住所地の学区の学校への就学を希望するとき（事由が消滅するまで）。 (5) 教育委員会が指定校の変更を認めている区域内に住所地があり、指定校の変更を希望するとき（卒業まで）。 (6) 児童生徒等の身体的な事由により、通学又は通院の利便性及び安全性について配慮する必要があると教育長が認めるとき（事由に変更があり、又は事由が消滅するまで）。 (7) 新小学1年生及び転居・転入の児童で、住所地から指定校までの通学距離2キロメートルを超える場合において、通学距離が短縮できる小学校への就学を希望するとき（卒業まで）。 (8) 不登校の解消等教育上の特別な事由により、指定校の変更が必要であると教育長が認めるとき（教育長が必要と認める期間）。 2 通学区域審議会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的 通学区域審議会は、委員会の諮問に応じ、新市立の小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は改廃に関する事項を審議し、答申する。 (2) 定数 20名以内 (3) 構成 小中学校長、PTA役員、市議会議員、学識経験者等 		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	学校教育
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
7 就学関係事務	H18.4.1	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校変更許可基準、区域外就学許可基準を緩和の方向で統一する。 ・入学通知書の交付等の事務処理を統一する。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法施行令第9条の規定による区域外就学を承諾する場合の基準は、次のとおりとする。なお、区域外就学を希望するときは、必要書類を添えて教育長に申請しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市からの転出後も従来就学していた学校への就学を希望するとき(転出日の属する学期終了まで、小学6年生及び中学3年生は卒業まで)。 (2) 新市へ転入予定で、事前に転入予定先の学校へ就学を希望するとき(原則として転入予定日前6か月以内)。 (3) 新市の区域外の一時的な居所から就学するとき(原則として転出等の日から6か月以内)。 (4) 保護者がその就労等により昼間、児童生徒等を保護することができないため、新市に在住する祖父母等の住所地の学校へ就学を希望するとき(事由に変更があり、又は事由が消滅するまで)。 <ol style="list-style-type: none"> ア 児童生徒等の身体的な事由により通学又は通院の利便性及び安全性について配慮が必要であると教育長が認めるとき(事由に変更があり、又は事由が消滅するまで)。 イ 不登校の解消等教育上の事由等、特別の事情により区域外就学が必要であると教育長が認めるとき(事由に変更があり、又は事由が消滅するまで)。 2 入学通知書の交付等の事務処理について 学齢簿については、データ化し本庁で一括して管理する。 	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	学校教育
区 分	統一時期	調整結果	備 考
17 学習支援推進プロジェクト事業（市町村単独による非常勤講師の採用）	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の講師配置基準を策定し、採用、配置を行う。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 多様な教育ニーズに対応し、わかる授業の創造に向け、一層の工夫・改善に努める学校を支援するため、非常勤講師を配置する。 2 実施内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施対象校 公立小中学校 (2) 配置基準 <ol style="list-style-type: none"> ア 県教育委員会が行う「みえ30人学級（小学校1、2年生を対象）」と「みえ35人学級（中学校1年生を対象）」が適用されない学級又は学年に配置する。 イ 複式学級や学級運営上、特に支援を必要とする学級又は学年に配置する。 ウ その他、教育長が特に必要とする学級又は学年に配置する。 (3) 職務内容 <ol style="list-style-type: none"> ア 多人数学級において、学級担任とともに学級指導や教科指導を行う。 イ 複式学級において学級担任とともに少人数指導を行う。 ウ 学級運営上困難な学級において学級担任の支援に当たる。 	
20 (独)日本スポーツ振興センター災害共済給付事務	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金の保護者負担については、(独)日本スポーツ振興センター法第17条第4項の政令で定める範囲内とするが、合併後当分の間（5年程度）、負担を軽減することとし、負担額については、合併までに調整する。 ・保育園についても、同様の扱いとする。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 (独)日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度で、国、学校（園）の設置者及び保護者の三者負担により、児童、生徒及び幼児の災害発生時に、医療費、障害見舞金、又は死亡見舞金の給付を行う。 2 保護者負担額 保護者負担については、現行の津市の保護者負担額の2分の1とする。 平成17年度の掛金では、幼稚園270円、小中学校920円)であるので、保護者負担は以下の金額となる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園 100円（津市保護者負担額200円） (2) 小中学校 230円（ " 460円） 	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	学校教育
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
22 学校関係補助金	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <p>小学校補助金 修学旅行・校外活動関係 - 補助内容を必要最小限に限定していく方向で新たに基準を作成する。生徒への一律補助については廃止する。 生徒指導関係 - 補助基準については、一律の補助を含め見直しの方向で調整する。 学習活動関係 - 新たに補助基準を作成する。活動経費に対し補助し、各校一律の補助は廃止する方向で調整する。 通学関係 - 保安帽購入補助については、現在補助している学校については、合併時は現行のままとする。 学校事業関係 - 補助を継続していく。</p> <p>中学校補助金 修学旅行・校外活動関係、通学関係、学校事業関係 - 小学校と同様とする。 生徒指導関係 - 市町村によって予算措置が異なるため、統一するとともに、一律の補助は廃止する方向で調整する。 学習活動関係 - 小学校と同様とする。香良洲町、美杉村の学校祭（体育祭、文化祭）については、他の市町村と予算措置を統一していく。 通学関係 - 小学校と同様とする。 学校事業関係 - 補助を継続していく。 部活動関係 - 新たな基準を設け、補助制度を継続していく。 外国語指導助手関係 - 配置基準を統一していく。</p> <p>幼稚園補助金 遠足関係 - 補助金は廃止する。 通園関係 - 小学校と同様とする。 園事業関係 - 新たに補助基準を作成する。活動経費に対し補助し、各園一律の補助は廃止する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 修学旅行・校外活動関係 (1) 目的 引率者に要する経費の一部を補助し、修学旅行や校外活動を安全かつ効果的に実施する。 (2) 対象 新市公立小中学校 (3) 対象経費 引率に必要な経費のうち、県費旅費対象外経費 (4) 補助金 施設等見学料、旅行損害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、通信費、旅行取扱料金等の県費旅費対象外経費の実額の一部。</p> <p>2 生徒指導関係 (1) 目的 中学校における生徒の健全育成をめざし、暴力行為やいじめ、不登校などの問題行動にかかる生徒指導の諸問題の解決に取り組むとともに、日ごろからの各校の情報交換を密にする中で、生徒指導の充実を図る。 (2) 委託先 新市中学校生徒指導協議会 (3) 委託業務の内容 生徒指導対策に係る調査研究 (4) 委託料 中学校生徒指導協議会の事業計画書及び見積書による額とする。</p> <p style="text-align: center;">小学校については、廃止する。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	学校教育
区 分	統一時期	調整結果	備 考
		<p>3 学習活動関係（特色ある学校づくり関係）</p> <p>（1）目的 小中学校における児童生徒の実態や地域の特性を生かした特色ある教育活動を推進する学校を支援することで、児童生徒の確かな学力の向上と豊かな心の育成を図るとともに地域への愛着を深める。</p> <p>（2）対象 事業実施の新市小中学校</p> <p>（3）対象経費 学校の創意工夫を生かした教育活動の展開を図るため、各学校の事業計画に基づき、講師謝金や消耗品などの経費を配当する。</p> <p style="padding-left: 20px;">幼稚園の園事業関係は、この内容を準用する。</p> <p>4 部活動関係</p> <p>（1）クラブ活動振興補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 目的 生徒の健全育成と体力向上を進めるため、クラブ活動の充実と活性化を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 対象 新市中学校長会</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 対象経費 各種大会への参加費用やクラブ活動経費</p> <p>（2）新市中学校体育連盟選手派遣事業補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 目的 中学校体育連盟が主催・共催する各種大会への参加を円滑に行い、心身の健全な発育・発達を目指す。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 対象 大会出場中学校</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 対象経費 大会参加時における交通費及び宿泊費</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 対象者及び人員</p> <p style="padding-left: 40px;">（ア）出場選手 大会要領（規定）等に定められた登録（エントリー）人員を対象とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">（イ）引率教職員 基本的には、一競技種目一名を対象とする。ただし、同一競技種目への出場選手が10名を超えるなど、引率に困難が生じる場合は、2名を限度として対象とすることができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">また、同一競技種目に男女が出場する場合は、男女それぞれに前記基準を適用することができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 補助金</p> <p style="padding-left: 40px;">（ア）交通費は最も経済的な通常の経路・方法により算出する。</p> <p style="padding-left: 40px;">（イ）算出基準及び金額は津市職員等の旅費に関する条例に準じる。</p> <p>（3）吹奏楽部等大会派遣事業補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 目的 吹奏楽等の大会参加を円滑に行い、心身の健全な発育・発達を目指す。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 対象 大会出場中学校</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 対象経費 大会参加時における交通費及び宿泊費</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 対象とする大会 社団法人全日本吹奏楽連盟、同東海支部東海吹奏楽連盟及び中部日本吹奏楽連盟が主催する大会等で、かつ三重県吹奏楽連盟が選出母体となる大会等において推薦され参加する大会等を対象とする。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	学校教育
-----	------	------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
		<p>オ 対象人員</p> <p>(ア) 参加生徒 大会要領(規定)等に基づき編成された人員と必要最小限の補完要員を対象とする。</p> <p>(イ) 引率教職員 部顧問など2名を限度として対象とすることができる。</p> <p>カ 補助金</p> <p>(ア) 交通費及び宿泊費 交通費は最も経済的な通常の経路・方法により算出し、算出基準及び金額は、津市職員等の旅費に関する条例に準じる。</p> <p>(イ) 楽器搬送費 基本的には、鉄道使用の場合のみ対象とすることができる。 ただし、貸しきりバスを使用する場合で、楽器搬送費を含めた経費が鉄道使用の場合と同程度以下であるとき、また特に必要と認められるときはこの限りでない。</p> <p>(ウ) 参加料 大会参加に当たり、必要な実額を対象とすることができる。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	生涯学習振興	
区分	統一時期	調整結果		備考
1 社会教育関係団体の育成支援	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 現在の団体等へは、新しい行政区域に合わせた合併を奨励するとともに、新市全域を活動区域とする社会教育関係団体へは、引き続き支援を行っていく方向で調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 社会教育の普及、向上又は奨励を目的として、社会教育法第10条に規定される社会教育関係団体の行う事業が、健全にして適切であり、かつ新市全域を対象として活動ができるよう支援を行う。 2 対象団体 社会教育法第10条に規定され、新市全域を対象として活動する社会教育関係団体 3 対象事業内容 社会教育の普及、向上又は奨励を目的とし、かつ新市全域を対象とする事業 4 補助金 (1) 補助対象となる事業費の一部について補助を行う。 (2) 交付については、予算の範囲内で行う。 		
3 社会教育委員	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員定数15名、任期2年、報酬等については人事部局と調整のうえ、具体的な方針を定める。 ・委員は法に基づく選出区分に、社会体育関係者を加える。 ・社会教育団体等については、津市の選出団体を基本に、それぞれが合併し、1団体となっていることを前提として選出する。構成市町村において選出が必要と思われる選出区分・団体等について調整する。 ・議会推薦委員については現行のまま引き継ぎ要請する。 <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動内容 社会教育委員は、社会教育に関する計画立案を行い、教育委員会の諮問に応じ意見を述べるとともに、社会教育等の研究調査を行う。 2 定員 15名以内 3 任期 2年 4 構成 社会教育関係団体等からの選出者、学校教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者、公募市民等 5 報酬 特別職報酬等を参考にして決定する。 		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	生涯学習振興	
区 分	統一時期	調整結果		備 考
9 生涯学習スポーツ審議会	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館運営審議会及びスポーツ振興審議会を見直し、生涯学習スポーツ審議会に一元化する。 ・生涯学習スポーツ審議会の中に、公民館に関する分科会とスポーツに関する分科会とを設置する。 ・地区公民館の運営審議会は、公民館運営協議会とし、原則として公民館ごとに設置する。 <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 生涯学習及びスポーツの振興に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図る。 2 審議会の中に公民館に関する分科会とスポーツに関する分科会を設置し、それぞれの分野について審議する。 3 定員 25名以内 4 任期 2年 5 委員の構成 学識経験者、関係行政機関の職員等 6 報酬 特別職報酬等を参考にして決定する。 		
15 公民館の管理運営	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館の休館日、使用時間、事前申込期間は統一化する方向で調整する。 ・使用料については、施設の規模などでランク分けし調整していく。 ・使用料の減免規定を統一するとともに減免対象の見直しを行う。 <p>なお、減免対象者に対しては、新たに冷暖房等の実費相当分は徴収する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 休館日 12月29日～1月3日（津市橋北公民館のみ1月2日まで） 2 使用時間 午前9時～午後10時 3 事前申込期間 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申込期間 使用する日の3か月前から当日とする。 津市橋北公民館においては、アストホールと併せて使用する場合は1年前から当日とする。 河芸町町民会館ホールについては、半年前とする。 (2) 受付時間 土・日・祝日及び休館日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。 4 申込窓口 当該使用施設とする。電話等での受付は仮予約扱いとする。 5 使用料 別紙のとおりとする。 		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	生涯学習振興	
区 分	統一時期	調整結果		備 考
17 公民館講座	合併後1年	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施にあたっては、地域の特性や自主性を尊重しつつも、地域ごとの拠点施設が総括して企画・実施にあたり、実施方法(場所、時期、実施者など)、関係経費等について調整する。 ・講師単価については、合併と同時に統一的な単価を設定する。 ・現在、公民館文化祭として開催している市町村は、事業存続の方向で調整する。 ・教育文化講演会等は、地域ごとに持ち回り方式等で開催する。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <p>1 講座の実施 現行の講座は、合併後も基本的には継続して実施するが、合併後1年以内を目途に、新市の中で、全市対象事業や地域特性を生かした講座など、そのあり方や実施方法等について検討する。</p> <p>2 講師謝金 (1) 市内在住者 6,000円 (2) 市外在住者 7,000円 (3) 特別講座講師 15,000円以内 (4) 動く公民館バス事業の講師 9,000円 (5) その他講座の謝金額 講座内容により決定する。 なお、講座助手に対する謝金額は、当該講座の講師謝金額の1/2以内とする。</p>		講師謝金についてはH18.4.1

公民館使用料

単位:円

名 称		使 用 料							
現行	新市	施設	時間 区分	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時
			津市中央公民館	津市津中央公民館	ホール		6,800	9,000	9,000
		会議室		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
		研修室		700	900	900	1,600	1,800	2,500
		実習室		1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700
		和室		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
		ピアノ		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		拡声装置		700	700	700	700	700	700
津市橋南公民館	津市橋南公民館	大会議室		1,700	2,200	2,200	3,900	4,400	6,100
津市敬和公民館	津市敬和公民館	会議室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
		研修室		700	900	900	1,600	1,800	2,500
		実習室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
		和室		600	800	800	1,400	1,600	2,200
		ピアノ		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		拡声装置		700	700	700	700	700	700
津市一身田公民館	津市一身田公民館	会議室		900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
津市白塚公民館	津市白塚公民館	研修室		700	900	900	1,600	1,800	2,500
津市片田公民館	津市片田公民館	実習室		1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600
津市南郊公民館	津市南郊公民館	和室		600	700	700	1,300	1,400	2,000
津市豊里公民館	津市豊里公民館								
津市橋北公民館	津市橋北公民館	研修室A		3,400	4,200	4,200	7,600	8,400	11,800
		研修室B		1,200	1,700	1,700	2,900	3,400	4,600
		研修室C		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
		実習室		2,700	3,700	3,700	6,400	7,400	10,100
		食工房		2,500	3,400	3,400	5,900	6,800	9,300
		和室		1,600	2,200	2,200	3,800	4,400	6,000
久居市立中央公民館	津市久居中央公民館	講座室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
久居市立久居公民館	津市久居公民館	調理室		1,600	2,100	2,100	3,700	4,200	5,800
		大会議室2		2,000	2,600	2,600	4,600	5,200	7,200
		大会議室3		3,200	4,200	4,200	7,400	8,400	11,600
		同半分		2,000	2,600	2,600	4,600	5,200	7,200
		中会議室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
		小会議室2		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		小会議室3		600	800	800	1,400	1,600	2,200
		茶華道室		1,600	2,100	2,100	3,700	4,200	5,800
		視聴覚室		2,400	3,100	3,100	5,500	6,200	8,600
久居市立戸木公民館	津市戸木公民館	第一講座室		600	800	800	1,400	1,600	2,200
		第二講座室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
		同半分		600	800	800	1,400	1,600	2,200
		調理室		600	800	800	1,400	1,600	2,200
久居市立七栗公民館	津市七栗公民館	研修室		600	800	800	1,400	1,600	2,200
		大会議室1		600	800	800	1,400	1,600	2,200
		大会議室2		600	800	800	1,400	1,600	2,200
		小会議室		600	800	800	1,400	1,600	2,200
		調理実習室		600	800	800	1,400	1,600	2,200
久居市その他公民館		一室		300	300	300	600	600	900
久居市立桃園公民館	津市桃園公民館								
久居市立稲葉公民館	津市稲葉公民館								
久居市立榊原公民館	津市榊原公民館								
久居市立立成公民館	津市立成公民館								
河芸町中央公民館	津市河芸中央公民館	大ホール		6,000	7,000	7,000	13,000	14,000	20,000
		第1研修室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		第2研修室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		第3研修室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		第1会議室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		第2会議室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		和室1		400	500	500	900	1,000	1,400
		和室2		400	500	500	900	1,000	1,400
		大広間(和室)1/3		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		大広間(和室)1/3		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		大広間(和室)1/3		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		多目的室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		中会議室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		料理教室		1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
		創作室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		陶芸室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		茶室		1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500

単位:円

名 称		使 用 料							
現 行	新 市	施設	時間区分	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
				～ 正午	～ 午後5時	～ 午後10時	～ 午後5時	～ 午後10時	～ 午後10時
河芸町千里ヶ丘公民館	津市千里ヶ丘公民館	ホール		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		第1研修室		400	500	500	900	1,000	1,400
		第2研修室		400	500	500	900	1,000	1,400
		第1会議室(和室)		400	500	500	900	1,000	1,400
		第2会議室(和室)		400	500	500	900	1,000	1,400
		第3会議室(和室)		400	500	500	900	1,000	1,400
		料理教室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
河芸町上野公民館	津市上野公民館	第1研修室		400	500	500	900	1,000	1,400
		第2研修室		400	500	500	900	1,000	1,400
		第1会議室(和室)		400	500	500	900	1,000	1,400
		第2会議室(和室)		400	500	500	900	1,000	1,400
		料理教室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
河芸町豊津公民館 河芸町黒田公民館	津市豊津公民館 津市黒田公民館								
中央公民館 椋本地区公民館 明地区公民館 安西地区公民館 雲林院地区公民館 河内地区公民館	津市芸濃中央公民館 津市椋本公民館 津市明公民館 津市安西公民館 津市雲林院公民館 津市河内公民館	河内公民館を除く	300	300	300	600	600	900	
中央公民館 長野公民館 高宮公民館 辰水公民館	津市美里中央公民館 津市長野公民館 津市高宮公民館 津市辰水公民館								
安濃町中央公民館	津市安濃中央公民館	大ホール		3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000
		大広間		4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500
		いこい室		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
		相談室		600	800	800	1,400	1,600	2,200
		料理教室		1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
		第1会議室		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
		第2会議室		3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000
		松竹の間		1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
		学習室		1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
		研修室1		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
草生地区公民館	津市草生公民館	研修室2		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
		生活実習室		1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
		多目的ホール		3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000
		研修室1		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
村主地区公民館	津市村主公民館	研修室2		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
		生活実習室		1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
		多目的ホール		3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000
		研修室1		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
安濃地区公民館	津市安濃公民館	研修室2		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
		生活実習室		1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
		多目的ホール		3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000
		研修室1		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
明合地区公民館	津市明合公民館	会議室		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
		料理教室		2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700
		研修室		3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000
		大会議室		1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
香良洲町公民館	津市香良洲中央公民館	小会議室(和室)		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		研修室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
中央公民館 大井公民館	津市一志中央公民館 津市大井公民館								
高岡公民館 波瀬公民館 川合公民館	津市高岡公民館 津市波瀬公民館 津市川合公民館	大研修室		1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
		研修室・会議室(和室)		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
		調理実習室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200

単位:円

名 称		使 用 料							
現 行	新 市	施設	時間 区分	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時
			白山町立中央公民館	津市白山中央公民館	婦人教室	800	1,000	1,000	1,800
		講義室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	
		視聴覚室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	
		和室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	
白山町立元取公民館	津市元取公民館								
白山町立家城公民館	津市家城公民館								
白山町立川口公民館	津市川口公民館								
白山町立大三公民館	津市大三公民館								
白山町立倭公民館	津市倭公民館								
白山町立八ツ山公民館	津市八ツ山公民館								
美杉村立美杉公民館	津市美杉中央公民館								
美杉村立八知公民館	津市八知公民館								
美杉村立竹原公民館	津市竹原公民館								
美杉村立太郎生公民館	津市太郎生公民館								
美杉村立伊勢地公民館	津市伊勢地公民館								
美杉村立八幡公民館	津市八幡公民館								
美杉村立多気公民館	津市多気公民館								
美杉村立下之川公民館	津市下之川公民館								

※冷暖房時の施設使用料 施設使用料の30%割り増しとする。

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	スポーツ振興
------------	------	-------------	--------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
1 体育館 2 野球場 3 運動広場・グラウンド 4 テニスコート 5 プール 6 ゲートボール場 7 トレーニング室 8 その他スポーツ施設	合併後1～3年	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 施設は、新市に引き継ぐ。受付方法、申込期間、使用料等は次のとおり調整中。 施設の受付方法 受付場所は、現在の市町村の受付場所を確保する。また、各施設で他の施設の申し込みもできる方を合併までに検討する。 申込期間 申込期間（6か月前）が長い芸濃町に合わせて統一する。 施設使用料 施設の利用時間区分の統一化を図り、それに伴う使用料の変更を検討する。 休館日・開館時間 休館日・休業日は、津市に合わせて統一する。開館時間等も、標準化の方向で施設ごとに検討する。 施設の維持管理 新市の地域を分割して、その地域に拠点施設を置き、その拠点施設がエリア内の施設の維持管理を行う。 施設の年次修繕計画 バリアフリーや使い勝手、古さなどを調査し、ランクを付けて修繕計画を作成する。 施設の民間委託 民間に委託できるところは、合併と同時にやっていく。 施設予約システム 津市の例により調整する。 施設の在り方 新市の地域を分割して、その地域での日常活動（練習）の場所として活用する。 使用料の減免 受益者負担の原則により津市・久居市の例により減免を極力少なくする方向であるが、スポーツ施設以外にも市の施設は多くあり減免を行っているため、他の分科会での調整も含め検討する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の受付方法 希望する施設の申込みは、毎月1日（土・日曜日、祝祭日の場合は、これを除く月の最初の日）に希望する施設の窓口で先着順とする。電話予約は仮予約とし、予約後、7日以内に各施設の窓口で申請書を提出し、使用料等を払い込んだ後に本予約とする。 2 施設使用料 利用時間区分及び使用料は、基本的に現行のままとし、合併後各施設の料金格差を少なくするよう、1年から3年で調整することとする。 3 休館日 12月29日～1月3日 4 開館時間及び閉館時間 合併時は、現行のままとするが、1年から3年で調整する。 5 施設の民間委託 合併後に、できる施設から管理・運営を民間に委託していく。 	受付方法、休館日は合併と同時

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	スポーツ振興	
区 分	統一時期	調整結果		備 考
9 学校体育施設の開放	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市・久居市の例により調整する。 団体登録 年1回（3月ごろ） 学校施設なので使用団体を明らかにするため登録を行う。 申し込み 数か月前から学校開放運営委員会（学校）へ。 開放施設 現状の開放施設は新市においても確保する。また、グラウンドも今後開放の方向で検討する。 使用料 無料であるが、電気代として津市の例により調整する。 管理指導員 謝金は津市の例により調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体登録、申込み、開放施設 基本的に津市の例により規定するが、久居市が行っている土・日曜日の開放については、学校施設の一般利用の施設の開放として取り扱う。グラウンドについても、同様の取扱いを考えていく。 2 使用料 使用料は無料。ただし、電気代としては、体育館は1時間200円を基準とする。 3 管理指導員の謝金 1回800円を基準とする。 		
11 総合スポーツ大会	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市の例を中心に、市民体育大会、スポーツ・レクリエーション祭を開催していく。また、町民体育祭等は、必要性があれば総合型地域文化・スポーツクラブなどの地域住民の組織が行い、それを援助する方策を検討していく。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民体育大会 新市、新市教育委員会及び新市体育協会が主催し、各種目協会が主管で大会を開催する。開催種目（40種目の予定）は、体育協会に加盟する団体の種目を原則とする。 2 スポーツ・レクリエーション祭 レクリエーション協会等が主催で、ニュースポーツ競技大会（ベタンク・インディアカなど）、体験・教室（シャフルボード・ウオークラリーなど）、発表会（健康教室など）など、誰もが楽しんで参加できるイベントを開催する。 3 （仮称）地域スポーツ大会 旧市町村での体育祭等に代わる住民団体・行政機関・スポーツ団体などによる実行委員会、若しくは総合型地域スポーツクラブが主催となり、各総合支所管内で地域スポーツ大会を開催する。 <p>団体に対しては、予算の範囲内で支援する。</p>		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	スポーツ振興																						
区 分	統一時期	調整結果	備 考																						
24 体育指導委員	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 従来の選出方法である小学校区単位2人選出か、総合型地域文化・スポーツクラブ育成のことを考えて中学校区4人の選出かを検討し、また、報酬については、人事部局と調整のうえ、具体的な方針を定める。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 委員の選出方法 (1) 小学校区単位で2人を基本とし、学識経験者を含め127人とする。 (2) 委員の構成</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>津市</td><td>44人</td></tr> <tr><td>久居市</td><td>14人</td></tr> <tr><td>河芸町</td><td>8人</td></tr> <tr><td>芸濃町</td><td>8人</td></tr> <tr><td>美里村</td><td>6人</td></tr> <tr><td>安濃町</td><td>8人</td></tr> <tr><td>香良洲町</td><td>6人</td></tr> <tr><td>一志町</td><td>8人</td></tr> <tr><td>白山町</td><td>10人</td></tr> <tr><td>美杉村</td><td>7人</td></tr> <tr><td>学識経験者</td><td>8人</td></tr> </table> <p>2 報酬 特別職報酬等を参考にして決定する。</p> <p>平成18年3月31日までは、旧市町村の体育指導員を新市の体育指導員とみなす。</p>	津市	44人	久居市	14人	河芸町	8人	芸濃町	8人	美里村	6人	安濃町	8人	香良洲町	6人	一志町	8人	白山町	10人	美杉村	7人	学識経験者	8人	
津市	44人																								
久居市	14人																								
河芸町	8人																								
芸濃町	8人																								
美里村	6人																								
安濃町	8人																								
香良洲町	6人																								
一志町	8人																								
白山町	10人																								
美杉村	7人																								
学識経験者	8人																								
25 スポーツ奨励補助事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市の例により調整する。 ・スポーツ奨励補助金の必要性を検討し、その内容により、補助金交付要綱（補助額や対象等交付基準等）を制定する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 新市のスポーツを奨励し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成を図り、ひろく市民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にスポーツを行えるよう、スポーツの振興を効率的に推進する。</p> <p>2 対象 新市に住所を有し、かつ、市長が指定するスポーツに係る大会（以下「指定スポーツ大会」という。）への参加に関し登録された選手又は指定スポーツ大会に関し登録された団体（市長が定める団体に限る）</p> <p>3 内容 奨励補助金の額については、津市の例により調整するが、区域拡大に伴う対象団体増加が懸念されることから、他市町村の奨励額を踏まえ、予算の範囲内で補助していく。 また、奨励補助の対象とならない中学校体育連盟・高等学校体育連盟主催大会、パラリンピックなどの上位の大会へ参加する場合は、激励金制度での助成で支援していく。</p>																							

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	人権教育
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
21 全国高校生集会参加助成金 22 人権・同和教育指導者養成研究委託料	H18.4.1	調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新たに組織された同研のなかで調整を図る。	
	 詳細事項調整結果 1 全国高校生集会 全国高校生集会の参加及び町村で行っている高校生を対象とした事業については、津市人権・同和教育推進協議会（仮称）の支部活動の中での対応とし、単独補助としては廃止する。 合併後3年が経過した段階で事業の見直しを行っていく。 高校生に係る事業であることから、将来的には、中勢地区高等学校・県立学校人権・同和教育推進委員会連絡協議会と連携し、関係機関とのネットワーク化を図る中で、取り組みについての検討をしていく。	
		2 人権・同和教育指導者養成研究委託料 人権・同和教育指導者養成研究についての委託料は廃止する。 指導者養成については、新市と津市人権・同和教育推進協議会（仮称）とが連携し取り組んでいく。	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	文化振興
区 分	統一時期	調整結果	備 考
5 市民文化祭	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の文化芸術団体連盟を組織し、文化芸術祭を実施する。 ・会場1箇所での開催は困難であるため、会場は分散方式とする。 ・「公民館祭」と調整を図りながら、実施内容を検討していく。 <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在行われている津市の市民文化祭を新市の市民文化祭として開催する。 2 会場については、新市内の既存施設を利用し、分散方式で行う。 3 合併関係市町村で行われている文化祭については、公民館活動の発表の場としての「公民館文化祭」、旧市町村の区域で実施する「地域文化祭」及び「地域おこしイベント」としてそれぞれの所管で実施していく。 	
10 文化団体の育成	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化団体への活動補助については、新市全域を対象区域とする文化活動団体の連合組織に支援を行っていく方向で調整する。 <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 新市の文化の総合的な振興を図るため、芸術文化等の活動を行う文化団体に対し補助金を交付する。 2 対象 新市全域を対象とする総合的な文化活動を行う団体の連合組織 3 補助金 補助金額については、団体の活動に対して予算の範囲内で交付する。 	
14 文化財保護委員会	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市文化財保護条例の中に位置づける。 ・新市の文化財保護委員会を組織し事務を行う。 <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <p>新市では、文化財保護審議会として設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 新市において、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。 2 組織 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員 20人以内 (2) 臨時委員 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。 (3) 委員及び臨時委員の委嘱 次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者 ・その他教育委員会が必要と認める者 3 任期 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。 臨時委員は、当該委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職される。 	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	教育文化	分科会名	図書
------------	------	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
1 図書館運営方法 (開館時間・休館日・利用規則等)	合併と同時	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <p>利用資格 新市で統一の方向で調整する(合併時~合併後数年程度) 貸出点数 1人10点以内、視聴覚資料は現行のまま 貸出期間 15日間</p> <p>開館時間 各図書館のこれまでの利用特性の点から現行のままとする。</p> <p>休館日 情報、図書館間の図書の物流、職員体制管理上の点から統一の方向で調整する。 毎週火曜日(三重県立図書館が月曜日休館のため) 祝日(安濃町、芸濃町については、合併時は現行のままとし、調整していく)、最終木曜日、年末年始(12月28日~翌年1月4日) 特別整理期間(毎年1回14日以内)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 利用資格 新市に在住、在勤及び在学者とするが、新市以外の区域で合併までに利用者登録を受けている者については、合併後3年程度は有効とする。</p> <p>新市以外でも利用者登録を受けている合併関係市町村 津市・久居市・一志町...旧嬉野町 芸濃町...旧亀山市、旧関町 美里村・安濃町・香良洲町...利用地域制限なし</p> <p>2 開館時間及び休館日 現行どおりとする。</p>	
2 図書館協議会等	合併と同時	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 新市において新たに協議会を組織する</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果 新市図書館協議会</p> <p>1 目的 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置する。</p> <p>2 委員の定数 10人以内</p> <p>3 委員の任期 2年</p> <p>4 内容 年2回程度開催をし、図書館の運営・活動方針、事業等報告を行い、協議等を行う。</p> <p>5 委員の選定 社会教育団体、学識経験者、学校代表者等から選出する。</p> <p>6 報酬 特別職報酬等を参考にして決定する。</p>	